

秘

陸密第四八九號

昭和廿年參月壹日

(甲)

特別幹部候補生、乙種豫備候補生及陸軍補充令第八十三條ノ規定ニ依ル豫備役下士官候補者ノ
初任時ニ於ケル官等及身分取扱等ニ關スル件達

陸軍 一般

首題ノ件ニ關シ左ノ通定ム

昭和二十年二月九日

陸軍大臣 杉山 元

一 初任時ニ於ケル官等

(一) 昭和十八年勅令第九二二號第五條但書ノ規定ニ依ル特別幹部候補生ノ軍曹ニ任スルハ比率ハ同時採用ノ特別
幹部候補生人員ノ概ネ四分ノ一ヲ標準トス

(二) 陸軍補充令第八十三條第四項ノ規定ニ依リ伍長又ハ軍曹ニ任スルノ比率概ネ左ノ如シ

長

(イ) 乙種豫備候補生ニシテ高等航空機乗員養成所普通科ヲ修了セル者ハ特別ノ者ヲ除キ全員軍曹トシ、其ノ他
ノ者ハ同時採用人員ノ概ネ十分ノ一以內ヲ軍曹トス

長

(ロ) 陸軍補充令第八十條第一項第四號該當ノ豫備役下士官候補者ハ伍長トス
(三) 人員僅少ニシテ前二號ノ比率ニ據リ難キ場合ハ所管內ヲ通シ前二號ノ比率ニ據リ所管長官之ヲ定ムルモノト
ス

所

9050

務係

26

陸軍

二 現役及修業期間ヲ終リタル者ノ取扱

(一) 特別幹部候補生ニシテ引續キ現役ニ服スルコトヲ志願スル者ニシテ部隊長ニ於テ適當ト認ムル者ハ引續キ現役ニ服セシムルモノトス

(二) 特別幹部候補生ニシテ現役期間ヲ終リ引續キ現役ニ服スルコトヲ志願セサル者、乙種豫備候補生ニシテ修業期間満了ノ者及陸軍補充令第八十三條第一項ノ規定ニ依ル期間ヲ終リタル豫備役下士官候補者ハ別ニ定ムルモノノ外現役満期ノ翌日又ハ修業期間満了ノ日ノ翌日ニ於テ引續キ現役服務部隊ニ臨時召集ス
前項ノ臨時召集ノ手續ニ關シテハ昭和十七年陸密第二六三五號第一號ノ規定ヲ準用ス